

はじめに

国際社会の行為主体（アクター）が、何よりもまず主権国家であるというのは、国際関係学の基本的な考え方である。確かに、国際条約を締結すること、軍隊を持つこと、あるいは軍隊を持たないという選択は、主権国家のみに認められている。このような主権国家の国際体系化が支配的になっていたのは、1648年のウエストファリア条約以降と言われている。しかし、それ以前の西欧には、中世の「市」のように封建的権威を損なうことなく、また領主を排除することなく領域を自由に横断して商売を行い、新たな富を生み出す空間があつた。西欧以外の地域や帝国主義によって植民地支配が導入される前のアフリカでも、部族や氏族など国家という枠組みとは異なる統治形態が長い間存在していたが、西欧を起点とする国民国家の形成・拡大とともに縮小していった。

しかし、3世紀半にわたって形成してきた主権国家体制は、地球温暖化や難民、テロ、金融危機、感染症など、主権国家システムでは十分に対応できない地球規模の問題が出現するに伴い、普遍的の原理ではなくなり、変容を余儀なくされている。1970年代になると、主権の問題は、国際的相互依存論の中で、次いで国際レジーム論の中で、非政府組織（Non-Governmental Organizations、以下 NGO）や多国籍企業など非国家アクターの台頭とともに議論されてきた。けれども主権国家を国際関係における基本的なアクターと捉える人々の視野には、國家以外のアクターの存在はなかなか入ってこなかつた。非国家アクターは、主権の変容をもたらすような懸念すべき主体とは見なされず、主権国家あるいは国家間関係や国際制度に影響を与えるサブアクターとして位置づけられていた。

非国家アクターを国際関係学において積極的に位置づけたのは、1990年代前半に登場したグローバル・ガバナンス論である。グローバル・ガバナンス論によって、国際秩序をもたらすルールや規範は、公式の制度や機関（国家、国家間の組織・制度）のみによってつくられ、維持されるものではないという認識

が高まつた。そして、いくつかの実証研究によって、非国家アクター、とりわけ NGO が国際的な規範形成の一翼を担う能力を持つことが明らかになったのである。また、国連環境開発会議をはじめとする1990年代前半に開催された一連の世界会議では、NGO が質・量ともに台頭してきたことを印象づけた。さらに、対人地雷禁止条約や国際刑事裁判所の設立規程の制定に至るプロセスは、NGO が国家や国際機関と連携しながら、グローバルな規範的枠組み形成に貢献する能力と意思を持つアクターであるという認識を広めることとなつた。このような理論と実践両面での進展を受けて、多国間交渉プロセスや国際機関への NGO の関与について、その制度化が図られるようになつたのである。

本書では、従来、国家の視点から描かれてきた国際関係を NGO の視点から描く。主役を代えて視すことによって、世界は違つて見えてくるだろう。国際関係（international relations）は「国家」間（inter-national）の「諸関係」（relations）である。その諸関係には市民社会の声も反映されているはずである。NGO は、国際社会の諸関係にどのような影響を与えてきたのだろうか。

本書をまとめようとしたきっかけは、青山学院大学で担当した「国際 NGO 論」の講義であった。この講義を聞いていた学生から、NGO に関する授業だけど国際社会の情勢がよくわかる、国際社会が違つて見えるというコメントをもらった。しかし、本書を仕上げるまでには5年という月日が経ってしまった。この間、世界情勢は刻々と変化し、研究が追い付かないというジレンマにも陥つたが、明星大学の「国際関係論」の講義、および毛利ゼミを履修した学生の熱意によって支えられてきた。さらに本書を刊行することを勧め、長い間、激励してくださった法律文化社編集部の小西英央氏には大変お世話になつた。この場を借りて、深く感謝申し上げたい。

2011年4月8日

毛利 聰子